

平成29年 1 月26日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

### 委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、否決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第1号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

審査日：平成 29 年 1 月 24 日（火）

○議案第 1 号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市が実施している事務事業を継続するに当たり、コンプライアンス等の観点から検証するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市事務事業検証審議会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

（主な質疑と答弁）

問	臨時会に本議案を提出した理由は。
答	およそ過去10年間に新たに開始した事業について、事業の構想時や事業実施時において、意思決定過程に法的・手続的なリスクを含むものがないかなど、主にコンプライアンス等の観点から、改めて客観的な確認・検証を行いたいと考えており、これまでの議会での指摘も踏まえつつ、検証期間等を再検討し、30年度予算に反映できるよう、臨時会に提出したものである。
問	28 年 9 月、12 月議会で提案された議案と今回との違いは。
答	主に、以下の項目について変更した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 審議会の名称を門真市事務事業検証審議会とし、「継続」を削除している。</li><li>・ 目的について、主にコンプライアンス等の観点から検証することを明確化している。</li><li>・ 対象事業は、およそ過去10年間に新たに開始した400の新規事業等としていたが、議会における議論も踏まえ、限られた検証期間の中で効果的に検証することが必要であることから、現在も継続して実施している約160事業を中心とし、そのうち、重点的に検証する事業として、20～30事業を選定することを想定している。</li><li>・ 1 回目の審議会開催を「29年 1 月中旬ごろ」から「29年 2 月中旬ごろ」に変更し、28年度には 2 回、29年度には10～12回の会議の開催を想定している。そして、29年 6～8 月ごろを目途に、検証結果の答申を受け、必要なものについて、30年度予算編成につなげる。</li></ul>
問	なぜ、審議会の名称から「継続」を削除したのか。
答	継続検証との文言により、事務事業の継続の可否を検証することを表現していたが、今回は、審議会において、継続の可否を検証してもらうのではなく、あくまで本市が確実に事業を継続するに当たり、コンプライアンス等の観点から客観的に検証してもらうという整理を行ったことから、28 年 12 月議会において審議された条例案とは異なるものと判断し、「継続」の文言を削除し、改めて事務事業検証審議会とした。
問	市長の所信表明において、これまでの事業について客観的な振り返り・検証を行うとしているが、継続の可否を検証しないとすれば、所信表明の内容を変えたことにならないか。
答	外部監査の手法を検討したが、本市の規模や実施に係るコスト等を勘案し、審議会設置の手法をとっているもので、方向性は大きく変わっていないものと認識している。
問	28年度及び29年度予算の内訳は。
答	28 年度は総額 6 万 1000 円、29 年度は総額 96 万円を計上している。

28年度の内訳としては、委員報酬として、日額8400円で3人分、延べ2回の会議開催を見込んでいるため5万400円、委員との調整のための普通旅費として6480円、通信運搬費等として約3000円である。

29年度の内訳としては、委員報酬として、日額8400円で3人分、延べ12回の会議開催を見込んでいるため30万2400円、答申作成に係る報償費として1人当たり20万円、3人分で60万円、委員との調整のための普通旅費として約3万9000円、通信運搬費として約1万8000円である。

**問** 検証した結果、コンプライアンスについて問題があった場合、現役の職員や退職者を処分するのか。また、もし現役の職員だけを処分する場合、不公平にならないか。

**答** まず、検証事業の目的は、職員の処分を前提としたものではなく、手続や意思決定など、コンプライアンス等の観点から検証するために行うものである。職員の処分については、検証結果に基づくこととなるが、処分の必要が生じた場合には、門真市職員の懲戒処分等の指針に基づき、処分の該当性を判断することとなるものと考えている。

なお、退職者については、地方公務員法に基づき、現役の職員と同様の扱いとはならないが、不公平とならないよう、必要な対応を図っていきたいと考えている。

**問** 旧トポス跡地の29億円補償問題や中町地区に建設中のマンションへの5億円の助成金支出問題は審議対象か。

**答** 両問題については、中町地区整備事業の一部であり、検証対象は過去10年間に新たに開始した事業であるため、検証対象には挙がっている。

ただし、当該内容は現在係争中となっており、意思決定過程や手続について、既に一定裁判の中でも議論となっているところであり、本事業を特段取り上げて検証したいと考えているわけではないものの、重点的に検証する対象事業となるかは、審議会においても、その基準等について議論してもらいながら、選定することを検討している。

**問** 地域協働センター整備事業は審議対象か。

**答** 同事業は、26年度に新規に開始した事業のため、今回の審議会の検証対象となる。

ただし、28年9月、12月議会における同事業に係る議論も審議会委員に十分に説明し、事務局より重点的に検証する対象として提案する予定としている。最終的には審議会での議論とはなるが、これまでの議会における議論も踏まえ、適切に審議してもらえるものと考えている。

**問** 地域会議と合意が図れていない現状についての市長の認識と今後の考えは。

**答** 審議会においても、コンプライアンスの観点から検証してもらうことで、今後、市として地域会議及び地域協働センターの方向性やあり方を検討していく際の貴重な材料になるものと考えており、その答申結果に加え、議員の意見や地域の声もしっかりと踏まえた上で、地域協働センターの方向性について、改めて、30年度予算編成に向け、判断していきたいと考えている。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成少数で否決

平成29年 1 月26日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

### 委員会審査報告書（2）

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、否決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第2号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項

審査日：平成 29 年 1 月 24 日（火）

○議案第 2 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 9 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 853 万 8000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 579 億 2786 万 4000 円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：予備費 △527 万 8000 円】

問	臨時会に本議案を提出した理由は。
答	仮称地域協働センター建設を凍結している状況において、除却工事費が都市再構築戦略事業費補助金の対象とならず、国・府との関係性を損なわないためには、早期に流用理由書の再提出と流用申請書の提出を行いたいと考えているため、臨時会において提出したものである。
問	28年12月議会で補正予算の修正議決を受けた後の国・府との協議内容は。
答	28年12月16日に府に対し、流用理由書の取り下げを行った。
問	今般の同センターに関する地域会議への説明について、日程調整が不調で行えていないとのことであるが、その申し入れは市長名の書面によって行ったのか。
答	28年12月議会終了後、速やかに第五及び第三中学校区地域会議の理事会において、市長との懇談の機会を持ってもらうよう話していたが不調となっている。 また、第五及び第三中学校区地域会議理事長が来庁され、両地域会議合同での役員との懇談であれば、了承できると回答を受け、再度日程調整を図っていたが都合が合わず実現できていない状況である。 なお、これらの地域会議に対する依頼は口頭で行っており、書面による依頼は行っていない。
問	地域協働センター建設に係る問題については地域会議との合意の中で進めていくことで間違いないか。
答	合意をもとに進めていきたいと考えている。
問	今後の議論の中で門真小学校敷地内に同センターを建てる可能性はあるのか。
答	今後の議論の中で可能性はあると考える。
問	今後、地域住民と時間をかけて真摯に話し合いを行い、その結果それでも合意を得られなかった場合、その時点で補助金を返還すればよいのでは。
答	建設凍結の状況で補助金を受け取った場合、国への返還問題が生じる。また、流用申請書を提出しない状況で補助金を受け取らないということは不適切であることから、今後、国・府との関係性に多大な影響が生じてくると考える。 さらに、古川橋駅周辺の都市再生整備計画におけるほかの事業にも影響が生じると考えられるため、可決されれば直ちに流用理由書の再提出と流用申請書の提出を行いたいと考えている。
問	門真小学校南校舎跡地以外の別の場所に同センターを整備した場合、補助金の対象となるのか。

答 今回の都市再構築戦略事業費補助金は、門真小学校南校舎跡地での建てかえという整備計画で  
もらう補助金であるため、整備場所が変わると計画も変わるので補助金の対象外となる。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成少数で否決

---

平成29年1月26日

門真市議会議長

土山 重樹 様

文教常任委員会

委員長 大倉 基文

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第2号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項

審査日：平成 29 年 1 月 25 日（水）

○議案第 2 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 9 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 853 万 8000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 579 億 2786 万 4000 円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：社会資本整備総合交付金 都市再構築戦略事業費補助金減額分	△1553 万 8000 円
公共施設等除却特例債追加分	2090 万 円
都市再構築戦略事業債減額分	△1390 万 円
歳出：門真小学校南校舎撤去工事監理業務委託料減額分	△31 万 4000 円
門真小学校南校舎撤去工事減額分	△300 万 7000 円】

**問** この補正予算を 29 年 3 月議会ではなく、臨時会で提案した理由は。

**答** 市として一旦、地域協働センター建設の凍結を決定している状況において、国・府との関係においても矛盾が生じた状態であることから、28 年度内の国・府との手続に支障を来さないよう、29 年 1 月末を目途に手続をするためである。

**問** 28 年 12 月議会での補正予算の修正議決を踏まえた補助金の現在の状況は。

**答** 28 年 12 月 16 日に府へ流用理由書の取り下げを行い、国に対して流用申請書を提出していない状況であることから、補助金を受けることができる状態である。

**問** 補助金の交付を受けた場合、状況に応じて補助金を返還することは問題なくできるのか。

**答** 門真小学校敷地内における同センター建設の可能性がゼロでないというものの、今後、地域が必要とする施設について、施設の規模、候補地や運用形態などについて、さまざまな可能性を否定せずに合意を図っていくという過程の中で、当該補助金を受け取っておくことが、国・府との信頼関係を損ね、都市再生整備計画（古川橋駅周辺地区）、幸福町・垣内町地区の生涯学習複合施設及び交流広場整備事業への将来の補助金の配分に影響を来し、本市のまちづくりの補助事業への悪影響が懸念されることから、補助金の交付を受けることはできないと考えている。

**問** 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条では、補助金等の他の用途への使用をした場合、補助金等の交付決定を取り消すことができると規定されているが、今回の件で補助金の交付を受けた場合は、この規定に当てはまるか。

**答** 同整備計画で計画していた同センターの建設が一旦、凍結の方針であるため、計画内容を変更することとなる。この場合、補助金等の交付決定の内容に違反したことが、交付決定の取り消し事由に該当するため、補助金等の他の用途への使用には当てはまらないものと考えている。

**問** 補正予算が否決された場合は、今後どうなるのか。

**答** 補正予算が否決となった場合、議決を経ないまま本申請である流用申請の手続を進めることができないことから、流用理由書を取り下げている現状では、補助金を受ける手続を進めることとなる。

しかしながら、市として一旦、同センターの整備を凍結しているため、同整備計画とのそごが生じることから、今後、同整備計画の変更に向けて、国・府と協議を進める必要がある。

また、流用申請を行わず、門真小学校南校舎撤去工事に補助金を活用し、同センターの建設を実施しなかった場合は、同整備計画の目標を実現できず、補助金の返還が必要となるとともに、今後の本市のまちづくりの補助事業に多大な影響が生じるものと想定される。

**問** 総務建設常任委員会において、補正予算が可決された場合、同センターの整備については地域の合意をもとに進めていくとの答弁があったが、具体の考えは。

**答** 同センターの整備については、現時点において、財政状況や財源の有効活用等の観点から、一旦、凍結の方針としているところであることから、直ちに、府に対して流用理由書並びに流用申請書の提出を行いたいと考えている。

今後における同センターの整備については、地域会議や地域の人たちとの協議を丁寧に重ねながら進めることとしている。このことは地域が必要とする施設について、施設の規模、候補地や運用形態などについて、さまざまな可能性を否定せずに合意を図っていくということであり、地域と市が一体となって互いに意見を出し合いながら、協議を進めていくということを意味するものである。

これらの手続を踏まえながら、地域の実情に沿って、地域にとって何が一番よいことなのかを、議員にも十分に説明しつつ決めていくものであると考えている。

**問** 今後、地域会議との合意をどう図っていくのか。

**答** 今後の同センターのあり方については、地域会議の活動拠点の必要性は十分認識しており、必要な場合には新たな施設の候補地や、民間施設及び公共施設の活用等、さまざまな観点から協議、検討をゼロベースで進め、地域会議を初め、地域の方々との協議を丁寧に重ねるとともに、議員にも十分説明しながら、地域会議のあり方も含め、合意をもとに進めていきたいと考えている。

**問** 門真小学校の畑を移設せず、現状のままプール建替工事や南校舎撤去工事を行うことは、可能であるのか。

**答** 現状として両工事は畑を撤去せず、残すことは可能である。

**問** 議員に全く知らせず、地域会議にも諮らずに28年10月28日の庁議において大きな方針変更を行ったことは地方自治法や門真市自治基本条例違反にならないのか。また、議会で議決した予算を勝手に変更し捻じ曲げる行為を行ったことは議会無視ではないか。

**答** 庁議を踏まえた流用理由書の提出等については、基本的に地方自治法に反しているものではないと認識しており、門真市自治基本条例についても同様である。

しかし、予算の大きな変更に関する部分において、説明不足があったことを認識しており、今後はさらに丁寧な説明を行いながら進めたいと考えている。

**問** 市長の思いや決意は。

**答** 29年1月23日の臨時会本会議において、提出された地域会議の在り方についての決議について、所見を述べたが、今回提出した補正議案に係る内容については、これまで庁内で一

定の手続を踏まえ方向性を定めてきたが、地域の人たちには、心配と心労をかけており、また、議会に対しては、予算の大きな変更であることから、各議員にも丁寧に説明しつつ、進めるべきであったものと十分に認識している。

まず、同センターの整備の考え方については、門真小学校敷地内における新たな同センター等の建設は、財政状況や財源の有効活用を踏まえ、一旦、凍結の方針としたところであるが、地域会議の人たちが活動する拠点の必要性は十分認識しており、今後の方向性については、さまざまな可能性を否定せず、必要な場合には新たな施設の候補地、規模、また民間施設及び既存の公共施設の活用などの観点から協議、検討をゼロベースで進め、地域会議を初め、地域の人たちとの協議を丁寧に重ねるとともに、議員にも十分に説明をしながら、時間をしっかりとかけて丁寧に議論を進め、合意が図れるよう努めていきたいと考えている。

このことから、補助金の関連については、今後の本市のまちづくりの推進のためには、国・府との関係性を損なうことがないよう考えている。

また、地域会議のあり方については、門真市自治基本条例及び同施行規則においては、原則中学校区となっているものの、地域の実情に応じてそれぞれがさまざまな選択をしてもらえよう柔軟な組織づくりに向けた制度設計を図りながら進めていきたいと考えている。

現在、中学校区で活動している第五及び第三中学校区においては、小学校区への再編をお願いしているものではなく、今後においても、地域の声を適切に反映し、地域会議の推進に努めていきたいと考えている。

(討論) 反対討論あり

(結果) 可否同数で委員長裁決の結果、可決